

きのくに災害復旧ローン

令和7年12月2日現在

商品名	きのくに災害復旧ローン
-----	-------------

保証会社	・ 一般社団法人しんきん保証基金
融資対象者	・ 満20歳以上であること ・ 自然災害により住宅、家財、自動車等に被害を受けた方（家族の被害を含む） ・ 安定継続した収入がある方 （自営業者の場合、現在の業種での確定申告実績がある方） ・ （社）しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・ 当金庫の会員たる資格を有する方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方
資金使途	お申込人またはそのご家族が生活再建に必要とする次の資金 ① 自動車関連資金 ② 教育関連資金 ③ 住宅・リフォーム関連資金 ④ 医療費 ⑤ その他物品購入・修理資金、サービス購入資金 ⑥ お申込人が必要とする生活資金（災害毎に一人様1回限り50万円以内） ⑦ お申込人が当金庫から借り入れた証書貸付型目的ローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ ①から⑥のいずれかと合わせた申込に限る
融資金額	1,000万円以内（1万円以上1万円単位）
融資期間	3ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）
融資形式	・ 証書貸付
返済方法	・ 毎月元金均等返済又は毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ボーナス併用部分は、貸出金額の50%とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回 最長1年間元金据置が可能（教育資金のみ卒業予定月まで）
支払方法	・ 原則、購入先等に振込 ※支払済資金は除きます。
約定返済日	・ 7日、17日、27日
融資利率	・ 固定金利 年1.25%（保証料含む）
遅延損害金	・ 年14.0%
担保・保証人	・ 不要

<p>お申込時にご用意 いただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人さまであることを確認できる資料 運転免許証 運転免許証を取得していない方 資格確認書、パスポート（令和2年2月4日以降申請分は所持人記入欄が無いため不可）、マイナンバーカード、運転経歴証明書のいずれか *外国人の場合、上記書類のほかに在留カード・特別永住者証明書・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）のうちいずれか ・ ご本人さまの年収を確認できる以下の資料（以下のいずれか1つ） 住民税決定通知書、源泉徴収票、確定申告書控又は納税証明書（その2） （申込金額が100万円以下の場合は不要です。） ・ 資金使途証明書類 見積書、注文書、請求書等 ※支払済資金の場合は領収書、通帳等
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の対象は、災害の発生以前に負担していた債務に限られる旨が同ガイドラインに記載されています。災害後に借り入れた災害復旧ローンは対象にならない可能性があり、また、災害復旧ローンで災害の発生以前に負担していた債務を借り換えることにより、当該債務も対象にならなくなる可能性があります。
<p>*本商品はきのくに信用金庫の目的ローンです。一般社団法人しんきん保証基金はお客様からの委託を受けて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p>	

*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。